

教えて、 かんちゃん！

お客様からムソー
品質管理室に寄せ
られたご質問にお
答えします。



新しい食品表示のルール

新基準に基づく

製造所固有記号制度

(2020年4月1日製造分より
完全移行)

平成28年4月1日より、食品表示基準に基づく製造所固有記号制度の運用が開始されました。使用条件、義務表示事項、届出方法等が従来のルールから大きく変更されています。

製造所固有記号とは

販売の用に供する食品の容器包装への表示事項として、「製造所の所在地及び製造者の名称」を記載する必要があります。この表示事項は、あらかじめ消費者庁長官に届け出た記号をもって代えることができます。この記号を製造所固有記号といいます。

従来の製造所固有記号制度からの変更点

食品表示基準に基づく新ルールでは、以下の点について従来のルールと異なります。

- 1 消費者向けに販売される加工食品及び添加物について、原則として「同一製品を2以上の製造所で製造する場合」に、製造所固有記号の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称に代えることができます。
 - 2 旧基準に基づく製造所固有記号との区別のため、新基準に基づく製造所固有記号を使用する場合は、当該記号の前に「+ (プラス)」を付して表示します。
 - 3 製造所固有記号を使用した際は、当該記号が表す製造所及び製造者に関する情報について、応答義務が課されます。
 - 4 製造所固有記号の届出は、オンライン(製造所固有記号制度届出データベース)により行います。当該データベースは、平成28年4月1日より運用が開始されます。
 - 5 製造所固有記号の届出については、新規の届出以外に、届出内容の変更、取得した製造所固有記号の廃止、有効期間後の更新も届出を行う必要があります。
- ※①、③は業務用食品には適用されない。

食品表示に関する疑問点、ご相談は
右記までお問合せください。

消費者庁 食品表示企画課 〒100-8958 千代田区霞が関3-1-1中央合同庁舎第4号館 TEL: 03-3507-8800(代)
ホームページ https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/

もっと便利に
もっと身近に



完成間近

どちらも9月下旬に完成する
予定です。どうぞご期待ください。

「ムソー商品カタログ2019~2020」

「ムソー冷蔵食品・冷凍食品・ デイリーフーズカタログ2019~2020」

ムソーホームページでも簡単検索！

取扱商品紹介コーナーで約1400アイテムをカテゴリー別に掲載し、
新商品情報も随時更新中。商品コード、商品名で検索でき、
各品の原材料、アレルゲンマーク、商品説明と詳細、食べ方、
使用方法などをご覧いただけます。

ムソーホームページ ● <http://muso.co.jp>

Macrobiotic Facilitator



ムソー株式会社

TEL: 06-6945-0511 , FAX: 06-6946-0307

540-0021 大阪市中央区大手通2丁目2番7号 <http://muso.co.jp>

f ムソー公式Facebookページ <https://www.facebook.com/MUSOcorp>